

令和三年五月十四日受領
答弁第一一八号

内閣衆質二〇四第一一八号

令和三年五月十四日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出新型コロナウイルスワクチンの障害者への優先接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出新型コロナワクチンの障害者への優先接種に関する質問に対する答弁書

一の前段、二及び三について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）の接種順位については、令和三年二月九日に開催された新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会において、同感染症にかかった際の重症化リスクの大きさ、同感染症の患者（同感染症にかかっていると疑われる者を含む。）に対する医療提供体制の確保の必要性等を踏まえ、医療従事者等、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の順に予防接種を行い、その後、それ以外の者に対し、予防接種に係るワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次予防接種を行うことを基本的考え方とすることが取りまとめられたものであり、御指摘のように「感染リスク」や「感染を広げるリスク」を考慮して「いわゆる障害者総合支援法に基づく全ての事業等の利用者と支援者を、新型コロナワクチンの優先接種対象に加える」こと、「重い精神障害や知的障害」を有する方は、高齢者と同等の接種順位を設定」すること及び「基礎疾患を有していない障害者の方についても、一定の接種順位を設定」することについては考えていない。

一の後段について

「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について」（令和三年四月十六日付け健健発〇四一六第一号厚生労働省健康局健康課長通知）の別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（二・一版）」において、地域の実情に応じて、予防接種を行う医療機関の医師等が接種会場や医療機関以外の場所に赴き、予防接種を行うことも想定されることや、その際の手順等についても示しているところであり、お尋ねの「当該利用者が慣れている各事業所で接種を行えるようにすること」も市町村の判断により可能であると考えている。